

交通安全便り

～～ 第2号 ～～
発行年月日：2024/5/21
発行人：交通安全係

●自転車通学する生徒へ

自転車事故の背景には多くの**法律違反**が・・・

①信号無視	②通行禁止違反	③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
④路側帯通行時の歩行者の通行妨害	⑤通行区分違反（逆走等）	⑥指定場所一時不停止
⑦ブレーキ不良自転車の運転	⑧安全運転義務違反	⑨妨害運転（あおり運転等）

上記以外にも自転車における「**危険行為**」がたくさんあります。皆さんは、危険行為をしていませんか？自転車だから警察の取り締まりを受けない。注意だけで済むと思っていないませんか？



その他にも、信号無視（3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）や普通自転車の歩道通行（2万円以下の罰金又は科料）

自転車も取り締まりを受けます

○**14歳以上**は取り締まりの対象

○**3年以内に2回以上**取り締まりを受けた場合

○約6,000円（都道府県によって異なる）を支払い、**3時間の安全運転講習の**

受講を命じられます

※もし、従わなければ・・・**5万円以下の罰金が科せられます**